

令和7年度
包括外部監査結果報告書

概要版

特別会計における事務の執行及び事業の管理

令和8年2月

久留米市包括外部監査人

松尾英二

令和7年度 包括外部監査結果報告書【概要版】

1. 監査テーマ 特別会計における事務の執行及び事業の管理
2. 監査人 公認会計士 松尾 英二
3. 補助者 公認会計士4名 江上 英介、川野 武志、岡本 杏野、吉松 枝理子
弁護士2名 津村 哲生、神原 奈津子
4. 指摘事項 9 件
5. 意見 19 件
6. 結果報告書

第1章 包括外部監査の概要 [略]

第2章 久留米市の特別会計の概要 [略]

第3章 久留米市特別会計の個別検討

<u>I 国民健康保険事業特別会計</u>	[指摘 ー ・意見 1～5] P2
<u>II 後期高齢者医療事業特別会計</u>	[指摘 1 ・意見 6] P5
<u>III 介護保険事業特別会計</u>	[指摘 2～7 ・意見 7～8] P6
<u>IV 競輪事業特別会計</u>	[指摘 ー ・意見 9～10] P12
<u>V 卸売市場事業特別会計</u>	[指摘 8 ・意見 11～12] P13
<u>VI 市営駐車場事業特別会計</u>	[指摘 9 ・意見 13] P15
<u>VII 産業団地整備事業特別会計</u>	[指摘 ー ・意見 14～15] P16
<u>VIII 農業集落排水事業特別会計</u>	[指摘 ー ・意見 16] P17
<u>IX 特定地域生活排水処理事業特別会計</u>	[指摘 ー ・意見 17～19] P18

第3章 久留米市特別会計の個別検討

I 国民健康保険事業特別会計

(意見1) 賦課業務における未加入者の把握

賦課業務における未加入者の把握については、平成22年度の監査において指摘事項としたもので、それに対して市は平成30年3月に、下記のように見解を示しその結果、当該指摘に対して「措置しない」としている。

【前回指摘事項】

- ・未加入者の把握が適切に行われているか

全国健康保険協会等他の保険者との連携がとられていないために非効率になっている。全国健康保険協会等他の保険者とのデータの受け渡しが可能になるように国に働きかけることが必要である。

【市の回答する措置内容及び意見などに対する見解等】

現在窓口においては、転入届等の手続きの機会をとらえ、国保加入が必要な方について手続きが漏れないよう案内しており、また、毎年、住民税の給与支払い報告を行っている事業者に対し、国民健康保険の加入・喪失の手続きについてのチラシを送付し、手続きが進んでいない従業員がいる場合の手続き案内を行っております。

一方で、現在、国においては、「社会保障・税番号制度」導入後の個人番号利用事務拡充の検討がなされていることから、その動向を的確に把握しながら対応してまいります。

市は現在、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の一環として導入されたオンライン資格確認システムを活用し、国保未加入者への加入推奨を行っており、回答当時は措置しないとしたものの、回答に沿った対応が現在は行われていることが確認できた。

ただし、このオンライン資格確認システムを利用し現在行われている加入推奨の取組は、診療行為があった未加入者に対して実施されているものであり、未加入者が病気等により医療機関にかからない限りは対応されない限定的な取組となっており、未加入者の把握の適時性及び網羅性という点においては十分なものとはいえない。

この点について、国は日本年金機構から提供される国民年金第2号被保険者喪失情報を用いて国保未届者を抽出し勧奨文書を送付する方法を示しているが、当該情報が紙媒体でデータ化が困難なうえ件数も多く、対象者選定に必要な資格確認を目視で行う必要があり膨大な事務量となるため、久留米市ではこの方式を活用できていないとのことであった。

未加入者情報を網羅的に把握することは、4（4）③でも述べた通り、国保加入手続の遡及件数の減少や本来徴収すべき国民健康保険料が時効により徴収不能となる事態の抑制に繋がるだけでなく、保険料納付の公平性の観点からも重要である。このため、現行の取組に加え、国が示す日本年金機構から提供される脱退者情報の利用について積極的に検討されたい。

また、当該情報の利用に際して弊害となっている問題を解消するため、

- ・文字認識ソフト等を活用した簡易的なデジタル化の導入や PDF 変換ツール等を活用し紙媒体で提供される情報のデータ化について検討する
- ・膨大な件数に対応するため処理を年3～4回の定期処理とし計画的な人員配置のもと固定メンバーによる集約的な処理体制を整える
- ・実際に当該情報を活用した取組を行っている自治体の事例を調査し、同様の課題を抱えていると推測される他自治体と連携し「国民年金第2号被保険者喪失情報」のデジタル提供を国へ要望する

といった方策を組み合わせることにより、未加入者把握の網羅性を確保した上で事務負担を現実的な範囲に抑えることが可能と考える。国保加入推奨の取組が有効に機能することはひいては保険料収入の増加を通じて国保財政の健全化に資するものであることから積極的な検討を求めるものである。

（意見2） 収納率向上へのさらなる取組

久留米市では、国民健康保険料の収納率向上に向けて、収納チームにおいて上記4（5）のような対策を講じており、結果としても収納率は向上し、滞納繰越額及び不納欠損額は減少傾向にあることから、上記対策の効果が出ているといえる。とはいえ、過年度の滞納繰越金の収納率はいまだ低く（令和4年度以降滞納繰越分の収納率は少し低下してきている）、他の中核市のデータをみても、現年度分の収納率が高い都市は過年度分の収納率も高い傾向にある状況と比べると、久留米市においては今後も引き続き、滞納者の経済状況等の調査により早期に原因を把握し、収納率の向上に繋げていく必要がある。

自主納付を促す対策としては、高額滞納者の中には他の負債を抱えている方も多く、他の負債を理由に滞納しているケースも少なくないと考えられるため、そのような場合は自立支援センター等の多重債務相談窓口で早期に繋げて、国民健康保険料のような公租公課を他の借金よりも優先して納付させるように働きかける必要がある。

また、他方で、経済状況から自主納付もできず、差し押さえるべき財産も有しない回収可能性が著しく低い滞納者に対しては、早期に滞納処分の停止に切り替えて不納欠損処理を行うべきである。回収可能性が低い債権に労力を割くことになれば、全体の滞納整理事務が停滞してしまうし、そのような不良債権を不納欠損により消滅させることで、収納率も上がる。

(意見3) 状況に応じた時効制度の運用

不納欠損理由の内訳をみると時効消滅の割合が高いが、時効消滅ということは、時効の更新の手続きを行っていないか、回収可能性の低い不良債権を時効完成まで持ち続けるということであり、望ましいことではない。

国民健康保険料の支払い義務は本来、完納か滞納処分の停止を経て不納欠損で消滅させる場合のいずれかであるべきである。回収可能性があるならば催告や分割納付、滞納処分により時効消滅を避ける対応をとる必要があるし、回収可能性がないならば上記意見2のとおり、執行停止により消滅させる方向に切り替えるべきである。

(意見4) 居所不明者への対応の具体化

不納欠損となっていない未収額の中には、居所不明者分もあると考えるが、居所不明者でかつ財産も不明である場合は滞納処分の停止要件に該当するため、滞納処分停止として最終的には消滅させる必要がある。他方で、財産が判明している場合はそこから居所の調査を進めていくことも考えられる。

滞納整理マニュアルには、居所不明者に対する調査方法や滞納不明者の保険料を不納欠損とする手続きについての記載がなかったため、これについてもマニュアルを整備し、居所不明による未収を減らす施策を講じるべきである。

(意見5) 指名競争入札理由の明確化

令和6年度久留米市国民健康保険特定保健指導未利用者に対する電話勧奨業務は、一度は一般競争入札を実施し業者選定を行ったが、当該手続きでの落札者が契約を辞退したことから、その後指名競争入札となっている。

しかしながら、指名競争入札を実施する際の起案書等には、業者選定を指名競争入札で行う具体的な理由が記載されていない。地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であること、電話勧奨業務自体は一般競争入札に適さない業務ではないことを考慮すると、指名競争入札の実施が法的な要件を満たしているものなのかを明確にするためにも、その具体的な理由は記録として残すべきである。

II 後期高齢者医療事業特別会計

(指摘1) 時効の管理の徹底

滞納管理システム「THINK」よりサンプリングした経過記録の中で、納期限から一度も時効の更新手続きがなされないまま時効を迎えている事例があった。その理由は、滞納者から自主納付の申し出があったため、システム上督促状の発送を行わない旨記録していたが、結局期限までに支払いがなかったにもかかわらず、システム上督促状の発送止めの解除を行っていなかったために時効を迎えてしまったということであった。

このようなケースはおそらく多くはないと思うが、時効の管理は徹底すべきである。

(意見6) 状況に応じた時効制度の運用

不納欠損理由がすべて時効消滅によるものであるが、これは、時効の更新の手続きがなされておらず、回収可能性の低い不良債権を時効完成まで持ち続けるということであり、望ましいことではない。

保険料の支払い義務は本来、完納か滞納処分 of 停止を経て不納欠損で消滅させる場合のいずれかであるべきである。

回収可能性があるならば催告や分割納付、滞納処分により時効消滅を避ける対応をとって徴収する必要があるし、回収可能性がないならば、執行停止により消滅させる方向に切り替えるべきである。

Ⅲ 介護保険事業特別会計

(指摘2) 賦課初年度における不能欠損処理の判断根拠

賦課初年度における不納欠損処理について、地方税法第15条の7第5項が予定する「徴収不能が明らか」であることを基礎付ける個別具体的調査・判断が確認できない。

久留米市においては、令和4年度から令和6年度にかけて、介護保険料の賦課初年度において不納欠損処理が行われた事例が毎年度一定数存在していた。

これらは、地方税法第15条の7第5項に基づき、同条第1項第1号（滞納処分をすることができる財産がないとき）により滞納処分の執行を停止した場合において、「その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当するとして、同条第4項の3年経過を待たずに、納付義務を直ちに消滅させた上で、不納欠損処理を行ったものと整理されている。

しかし、監査において当該事案の決裁書類および添付資料を精査した結果、判断根拠は「65歳以上で生活保護を受給している」という属性に実質的に限定されており、少なくとも以下の事項について、徴収不能が「明らか」であることを基礎付ける個別具体的調査・聴取・検討記録が確認できなかった。

- ・ 本人の健康状態、就労可能性（就労制限の程度）
- ・ 将来の収入回復見込み（短期間での就労再開可能性等）
- ・ 本人の意向・生活状況（同居家族の支援状況を含む）
- ・ 資産の有無・処分可能性に関する追加確認（生活保護開始時点の調査結果の援用にとどまらない確認）

地方税法第15条の7第5項は、納付義務を直ちに消滅させるという例外的かつ重大な法的効果を伴う規定であり、その適用には、単なる現時点の資力不足にとどまらず、将来にわたり徴収が不可能であることが「明らか」であるといえるだけの事情の確認と、それを基礎付ける記録が不可欠である。

生活保護から回復することが稀である状況を判断の理由とすることは一定合理性が認められるものの、属性のみをもって一律に「徴収不能が明らか」と判断する現在の運用は、同条の趣旨・要件を充足しているかについて不十分であり、より詳細な調査を行うよう改善を要する。

(指摘3) 滞納処分の執行停止の際の通知

滞納処分の執行停止を行っているにもかかわらず、地方税法第15条の7第2項に定める通知を行っていない。

地方税法第15条の7第2項は、滞納処分の執行停止を行ったときは、「その旨を滞納者に通知しなければならない」と明確に規定している。

しかし、監査において確認したところ、久留米市では、滞納処分の執行停止を行っているにもかかわらず、当該執行停止について滞納者に対する通知を一切行っていなかった。

担当課からは「通知義務を認識していなかった」との説明があったが、執行停止は、将来の差押え実施の有無や、執行停止の継続（同条第4項）・直ちに納付義務消滅（同条第5項）といった効果関係と密接に結び付くものであり、滞納者の法的地位・見通しに影響する重要な手続である。

通知が行われていない状況は、法定手続の不履行として重大であり、執行停止の外部的効力の確定性、ならびにその後の納付義務消滅・不納欠損処理を含む一連の処理について、手続的適正・説明責任の観点から問題がある。

したがって、本件は法令遵守および適正手続の観点から、早急に改善を要する。

(指摘4) 滞納処分の個別具体的な検討と記録

滞納処分（差押え）を実施しない運用が前提化され、個別具体的な検討が行われていない。

介護保険料は、地方自治法第231条の3第3項により、地方税の滞納処分の例により徴収することができることされており、差押えを含む滞納処分は制度上排除されていない。

差押えが常に義務的に実施されるものではないとしても、滞納が継続する事案については、各滞納者の資力、生活状況、徴収見込み等を踏まえ、滞納処分を行うか否かについて検討する余地が制度上予定されている。

しかし、久留米市においては、令和4年度から令和6年度までの間、預金照会や税情報との突合等の財産調査は一定数実施されているものの、滞納処分（差押え）は一件も実施されていなかった。

また、令和4年度及び令和5年度に滞納処分を実施しなかった理由について、個別の滞納者ごとに検討した結果や判断理由を整理・記録した資料は確認できなかった。

担当課からは、その理由として「コロナ禍」や「物価高騰」、高齢者の生活への影響への配慮等といった一般的事情が挙げられており、これらを背景として、滞納処分を実施しない運用が事実上前提となっ

いた状況が認められた。

しかし、これらの一般的・包括的事柄は、個々の滞納者について滞納処分を行うか否かを判断するための直接的・個別的な理由とはなり得ず、本来は、各滞納者の資力状況、納付状況、徴収可能性等を踏まえた個別具体的な検討が行われるべきである。

なお、令和6年度においては、対象者の選定と実施の検討が行われているが、判断基準や実施手順の整理が不十分とのことで、見送られた経緯があるとのことである。

滞納処分を実施しないこと自体が直ちに違法となるものではないが、制度上検討が予定されているにもかかわらず、あらかじめ滞納処分を行わないことを前提とする運用がなされてきたこと及びその運用に起因して判断基準や実施手順が未整備であることは、制度趣旨に照らして適切とはいえない。

このような運用の下では、滞納処分を行うか否かについての判断過程や判断根拠が明確な記録として残らない結果となっており、運用の合理性および説明可能性の観点からも問題がある。

担当課としては、現在、滞納処分に関する基準等の整理については検討しているとのことだが、個別具体的な対応が実施できていない点については、制度が予定する検討機能が十分に果たされておらず、改善を要する事項として指摘する。

(指摘5) 保険料減免取扱要綱の運用

介護保険料減免取扱要綱第8条に基づく減免判断において、要綱に明示されていない基準を用いた運用が行われている。

久留米市介護保険料減免取扱要綱第8条は、「第1号被保険者の属する世帯の収入が減免基準額の130%未満の者」について、区分に応じて保険料を減免することができる旨を定めており、減免の可否は世帯収入額を基準として判断される構造となっている。

しかし、監査において実際の運用を確認したところ、当該基準に加えて、

- ・ 税法上の扶養関係の有無
- ・ 世帯の貯蓄金額（世帯員数×120万円超か否か）
- ・ 自動車の保有状況（最低限の車両か否か）
- ・ 不動産・農地・借地等の所有状況

といった、要綱第8条に明示されていない事項が聴取・考慮され、減免の可否判断に用いられている実態が確認された。

これらの要素は、「世帯収入の多寡」とは直接の対応関係にないものであり、要綱の文言からは減免判断の要件として読み取ることができない。にもかかわらず、実務上これらの要素を考慮する運用が行われていることは、要綱が定める判断基準と実際の判断基準との間に乖離を生じさせている。

このような運用は、

- ・被保険者にとって減免可否の予見可能性を損なうこと
- ・要綱に基づく判断という外形を保ちつつ、実質的に新たな判断基準を導入していること

から、減免制度の公平性・透明性および適正手続の観点において問題がある。

減免判断において収入以外の資産状況等を考慮する必要があるのであれば、その判断要素および基準は、要綱上明確に位置付けるべきであり、現行のように要綱の文言から直ちに導き得ない基準を用いる運用は、是正を要する。

(指摘6) 要介護・要支援認定における30日以内の延期通知

要介護・要支援認定において、介護保険法第27条第11項に定める「30日以内の延期通知」を行っていない。

介護保険法第27条第11項は、要介護認定（要支援認定も同趣旨の規定が置かれている。）の申請に対する処分について、申請日から30日以内に行うことを原則とし、心身の状況の調査に日時を要する等の特別な理由により当該期間内に処分を行うことが困難な場合には、申請日から30日以内に、処理見込期間およびその理由を被保険者に通知した上で、処分を延期することができる旨を明確に定めている。

すなわち、同項ただし書に基づく延期は、単に処分が遅れるという事実では足りず、30日以内の通知を伴って初めて適法に予定される手続である。

しかし、本監査において確認したところ、久留米市介護保険課においては、申請日から30日以内に処分を行うことが困難と見込まれる場合であっても、申請日から30日以内に同条第11項に基づく処理見込期間および理由の通知を行う運用が採られておらず、実務上は、申請日から60日を超えることが見込まれる場合に遅延通知を郵送する運用となっていることが認められた。

このような運用は、介護保険法第27条第11項が明示する「30日以内の通知」という手続要件を満たしておらず、処分の延期を適法に行うために法律が求める手続を履行していないものといわざるを得ない。

延期通知の趣旨は、原則として30日以内に処分されるべき申請について、やむを得ず期限内の処分が困難となる場合に、被保険者に対し、処分が延期されること、処理見込期間およびその理由を明示して知

らせ、手続の透明性と申請者の予見可能性を確保することにある。にもかかわらず、30日以内の通知がなされていないことは、申請者に対し当該事情が適時に明示されないまま手続が長期化し得る状態を生じさせ、適正手続の観点から問題がある。

したがって、本件は、介護保険法が定める延期通知義務（30日以内通知）を履行していない点において、適法性に関する問題が認められる事項であり、早急に法令に則った運用へ是正する必要がある。

（指摘7） 随意契約理由

以下の契約の随意契約理由について、合理的な理由と認める根拠に乏しい。

介護保険システムオペレーション業務委託料 18,236千円

随意契約の理由書には業務の専門性と委託事業者の実績を理由に当該業務を適切かつ誠実に業務をできるのは、当該委託事業者のみとして地方自治法167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした旨の記載があるが、業務内容から見て同様の事業を行っている事業者は他にもあると思われるため合理的な理由と認める根拠に乏しい。

競争入札の方法によることを検討すべきである。

(意見7) 保険料減免取扱要綱にかかる検討

介護保険料減免取扱要綱が、条例における減免要件の趣旨・範囲を逸脱しているおそれがある。

介護保険条例第13条は、保険料の減免について、震災等による著しい損害や、死亡・失業等に伴う著しい収入減少といった、主として一時的・例外的事情を減免要件として列挙している。また、第5号において「その他特別の事由」を規定しているが、同条全体の体系からすれば、恒常的な低所得状態を一般的に減免対象とする趣旨であるとは直ちに解し難い。

これに対し、久留米市介護保険料減免取扱要綱においては、条例第1号から第4号の各類型とは別に、収入がもともと少ないことを理由とする減免類型が定められており、恒常的な低所得状態そのものを減免対象としている。

要綱は条例を具体化する内部基準であり、条例が予定していない新たな減免類型を創設する権限を有するものではない。恒常的低所得を当然に減免対象とする運用は、条例第13条の趣旨・体系を実質的に拡張するものであり、要綱が条例の委任範囲を逸脱しているおそれがある。

したがって、当該要綱の位置づけおよび減免類型の妥当性については、条例との整合性の観点から整理するなど、検討が必要である。

(意見8) 利用実績の少ない事業に関する検討（地域支援事業）

地域支援事業において、利用実績の少ない事業がある。

- ・第1号訪問・通所事業の元気向上訪問サービスや生活機能訪問相談サービス（生活機能アドバイザー）、生活機能訪問相談サービス（集中デリアセスメントタイプ）は毎年、利用者が極端に少ない。
- ・認知症高齢者見守り事業の行方不明高齢者等位置サービス利用補助金交付件数は、年々減少しており令和6年度は2件のみとなっている。

これらの事業については利用を促進する活動を強化するか、事業内容を見直すことが経済性、効率性の観点から必要と思われるので検討していただきたい。

IV 競輪事業特別会計

(意見9) 競輪場再整備にかかるコストの検討

施設の老朽化がかなり進んでおり、競輪場の再整備によりメインスタンドや選手宿舎、管理棟等を作って直す必要があることは理解できる。

但し、昨今の建設コストの上昇により、総事業費が令和4年度の概算額79億円から大幅に増加することが見込まれており、現時点では最終的な金額が確定していない。

インターネット投票の割合が増え、入場者数は減少し続けることが予想されるため、総事業費があまりにも増加するのであれば、メインスタンド等の規模を当初よりコンパクトにする等して建設コストをおさえることも検討してはどうかと考える。

(意見10) サテライト久留米にかかるコストの検討

サテライト久留米においては、土地、建物を民間企業から賃借して運営している。令和6年度における賃借料は約2,000万円、投票業務委託費は約6,000万円であり、総支出額は約9,500万円であった。

令和6年度におけるサテライト久留米に関する収支は約4,600万円の黒字であったが、毎年多額のコストがかかることから、それぞれのコストの額について削減できるものはないか検討してはどうかと考える。

V 卸売市場事業特別会計

(指摘8) 市場施設使用料及び電気水道料金の収入未済【久留米市中央卸売市場 青果部】

仲卸業者に対して、市場施設使用料及び電気水道料金の収入未済額(470,289円)(令和7年8月時点)が発生している。入金が遅れは平成30年度から生じている。

また、「久留米市中央卸売市場業務条例(以下条例)」第29条により「仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日(個人である仲卸業者にあつては毎年12月31日)現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。」とあるが、令和元年度から当該業者からの事業報告書の提出はされていなかった。

卸売市場の関係業者の財務健全性を前提として、市場の公正、公平な運営が保たれる。このため、市は、条例第4条により「市長は、公平かつ公正な市場における取引の場の確保のため取引参加者への指導監督等を適切に行い、市場が生鮮食料品等の供給拠点としての役割を担うことができるよう努めなければならない。」とあり、上述の条例第29条により、仲卸業者の財政状況等を知るために事業報告書を市に提出させ、取引参加者の財政状態が悪い場合には、第4条による指導監督を行わなければならない。

もっとも、収入未済額が生じた場合に、業者がどういう状況か審議し、第27条による許可を取り消す事由(3)「正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。」を検討すべきである。また、事業報告書が提出されなかった年から指導監督すべきであり、早期に許可の取り消しの検討を行うべきだったと考える。

市が財務内容を調査し指導監督する中で、許可をどの時点で取り消すのか取扱ルールの明確化が必要であると考ええる。

(意見11) 市場取扱高の減少に伴う不動産の有効活用【田主丸流通センター】

田主丸流通センターは、広大な敷地で運営している。鉢物は段積みができず、また、植木は大きさがあるため広い敷地を有している。取扱高が減少した現在では、敷地の南側は利用していない。

食堂棟や関連店舗は参加者がいないため利用しておらず、南に位置する鉢物会場も、取扱いが減少し、利用していない。

利用していない建物と敷地は、別の用途に用いて、市財産の有効活用を検討されることが必要であると考ええる。

（意見 1 2）市場取扱高の減少等を踏まえた戦略的な視点による在り方検討【田主丸流通センター】

取扱高が減少している中、卸売業者の経営成績、財政状態は厳しいものとなっている。卸売業者は、市場の重要な機能「代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）」が求められるため、市場の公正、公平な運営のためには、卸売業者の財務健全性が保たれる必要がある。

この点、市は、令和 4 年度に専門家（福岡県中小企業診断士協会）に委託した卸売業者に対する「財務診断のレポート」を受領しており、卸売業者に対する財務分析レポートと、経営改善策の整理と取組手法のやり方の提示がなされている。

さらに、令和 6 年度に「卸売業者」、「買受人」、「出荷者」、及び開設者である「市」で「販売戦略検討会」を実施している。

「販売戦略検討会」の議事録を確認したが、需要のニーズに沿った販売戦略というテーマの意見交換がなされており対応報告は実施しているものの、今後の売上高増加につながるような具体的な戦略決定とその対応策には至っていなかった。

取扱高が下降線を辿る中で今後の市場のあり方の戦略策定、対応策が急務であると考ええる。

まずは、市場関係者間で現在置かれている「外部環境」、「内部環境」の分析を実施し、「強み」と「弱み」をしっかりと議論することが必要である。その分析結果に基づいた「戦略」と「対応」が実現可能で具体的なものにつながると考える。

VI 市営駐車場事業特別会計

(指摘9) JR久留米駅西口駐車場回数券の管理

市が保管する JR 久留米駅西口駐車場回数券(100 円)の管理台帳における在庫数が 140 枚であったが、実際数えた数は 142 枚であり、管理台帳より、現物の数が 2 枚多かった。

払出は汚損などにより補充が必要となった場合に、市から管理業者へ払出を実施する。直近では受払が発生しておらず、前期からの管理簿数が繰り越されており、実際保管在庫数との間に差異が生じていた。

回数券は持ち出し易くすぐに利用できるため、少なくとも年に一度は、実際に棚卸を実施して、管理簿と照合することが必要である。

また、委託者が保有している回数券の在庫数が、市へ報告されていなかった。市の保有分と併せて回数券を管理することが、不正利用防止のため重要であると考ええる。

(意見13) 再委託契約手続き承認審査における透明性の確保

指定管理者は、業務の一部を再委託でき、久留米市長の承認をもって、再委託を認めることとなっているが、指定管理者が記載する再委託する理由が「実績と信用、コスト面での優位性」であった。

「久留米市の指定管理者制度運用のガイドライン」で「指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者に再委託することはできないが、清掃、警備などの個別業務を第三者に再委託することは可能であり、事前に確認をとっておく必要がある。」とある。

その上で、申請者から「あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託する理由及び契約金額について記載した書面」を提出、久留米市の承認を得ることとしている。

これに従い、指定管理者は書面で申請し、久留米市の承認を得ていたが、市の再委託承認審査において、再委託を申請する業務について「再委託を行う必要性」と「合理的理由」について客観的かつ具体的な根拠による審査の質を十分確保した行政運営であることの透明性を図るため、申請者の「理由」の記載を具体的に求めることが望ましいと考える。

VII 産業団地整備事業特別会計

(意見14) 誘致企業の財務健全性・事業成長性等の判定基準の明確化

産業団地の整備は、地元の雇用創出に有効な施策であると認められる。

但し、そのためには誘致した企業が将来にわたって企業活動を継続する事が必要である。誘致する企業の財務健全性や事業の成長性等を判定する基準をより明確に定める必要があるのではないかと考える。

(意見15) 誘致企業の判断基準の追加

産業団地の整備は、誘致する民間企業の立場にたつと、通常であれば取得することが難しい土地に、自社の工場用地等を建設できることになる。

ここで、近年では外国籍の企業や個人が東京や北海道等の土地を取得する事例が多くなり、それにより土地価格の高騰や地域経済への影響等、懸念すべき事項も増えてきている。

久留米市ではこれまで、産業団地に誘致する企業の外国籍株主及び役員の割合や、取引先が特定の国の企業等に集中していないか等を考慮していなかったが、今後はこのような観点も誘致決定の際の判断基準に加えるべきではないかと考える。

VIII 農業集落排水事業特別会計

(意見16) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく基本協定書の内容検討

久留米市（以下「甲」という。）と久留米市清掃事業協同組合、A社、B社、C社、D社及びE社（以下「乙」という。）は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、一般廃棄物処理業等の業務減少に関し、基本協定（以下「協定」という）を平成20（2008年）年4月1日に締結している。

この協定の目的は、下水道の整備等に伴い、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃の業務量が減少する一般廃棄物処理業者等の転業及び経営の合理化等の対策について甲乙協議し、廃棄物の適正な処理に資することにある。甲の責務としては、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃の業務量減少に対する支援措置として、乙に対し誠意をもって転業補償を行うことにある。乙の責務は、転業及び経営の合理化を図るとともに、転業補償の受け入れに伴い、計画的に許可車両の減車及び休車を行うことにある。

協定を受け、平成20年4月1日から平成40年(令和10年)3月31日までの20年間にわたり、久留米市は、A社およびB社に代替業務として、田主丸地区及び北野地区の農業集落排水施設の維持管理業務（①浄化センターの保守点検業務②浄化センターの汚泥引抜き収集運搬業務）を提供し、両社は許可車両を減車する覚書を平成20年4月1日に締結している。

覚書の期間は20年と超長期にわたっているが、各都道府県下水道担当部長、各政令指定市下水道担当局長あてではあるが、建設省都市局下水道部下水道管理指導室長通知（建設省都下管発第六号平成六年三月二九日）に記載の合理化事業計画の策定要領によると、合特法に基づく合理化事業計画を策定する場合は、実施期間は「5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと」とされている。

久留米市は、合特法の趣旨に基づき、代替業務を20年間提供することを以て業務量減少に対する支援措置とし、平成20年から20年間の覚書を締結しているが、合理化事業計画を策定する場合と比較して、この覚書は長期に過ぎたといえる。

現在の覚書は平成40年(令和10年)3月31日までの残り2年程度となっている。

今検証すべきは、合特法による転業補償により一般廃棄物処理業者に与えた各種業務を引き続きこれらの業者へ与えるべきか、ということであろう。

合特法が昭和50年に制定され半世紀が経過し、半ば独占的に業務を与え、与えられてきたため、地域において当該業者以外に業務を担える主体が消滅している可能性も高い。仮に存在したとしても、現在まで業務を行ってきた業者のスキルレベルに達しない状況は明白である。すなわち、合特法の趣旨に基づく支援措置が引き続き必要な状況にあるか検証した上で、地域独占を継続させるか、新たな業者に参入の機

会を与えるか、慎重に検討し、検討過程、結果を明らかにして次の業者の選定を行うべきである。

IX 特定地域生活排水処理事業特別会計

(意見17) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく基本協定書の内容検討

久留米市（以下「甲」という。）と久留米市清掃事業協同組合、A社、B社、C社、D社及びE社（以下「乙」という。）は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、一般廃棄物処理業等の業務減少に関し、基本協定（以下「協定」という）を平成20（2008年）年4月1日に締結している。

この協定の目的は、下水道の整備等に伴い、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃の業務量が減少する一般廃棄物処理業者等の転業及び経営の合理化等の対策について甲乙協議し、廃棄物の適正な処理に資することにある。甲の責務としては、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃の業務量減少に対する支援措置として、乙に対し誠意をもって転業補償を行うことにある。乙の責務は、転業及び経営の合理化を図るとともに、転業補償の受け入れに伴い、計画的に許可車両の減車及び休車を行うことにある。

協定を受け、平成22年4月1日から平成42年(2030年)3月31日までの20年間にわたり、久留米市は、C社に代替業務として、城島地区の市管理の浄化槽維持管理業務（①特定地域生活排水処理事業②公共施設浄化槽維持管理業務）を提供し、C社は許可車両を減車する覚書を平成22年4月1日に締結している。

覚書の期間は20年と超長期にわたっているが、各都道府県下水道担当部長、各政令指定市下水道担当局長あてではあるが、建設省都市局下水道部下水道管理指導室長通知（建設省都下管発第六号平成六年三月二九日）に記載の合理化事業計画の策定要領によると、合特法に基づく合理化事業計画を策定する場合は、実施期間は「5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと」とされている。

久留米市は、合特法の趣旨に基づき、代替業務を20年間提供することを以て業務量減少に対する支援措置とし、平成22年から20年間の覚書を締結しているが、合理化事業計画を策定する場合と比較して、この覚書は長期に過ぎたといえる。

現在の覚書は平成42年（令和12年）3月31日までの残り4年程度となっている。

今検証すべきは、合特法による転業補償により一般廃棄物処理業者に与えた各種業務を引き続きこれらの業者へ与えるべきか、ということであろう。

合特法が昭和 50 年に制定され半世紀が経過し、半ば独占的に業務を与え、与えられてきたため、地域において当該業者以外に業務を担える主体が消滅している可能性も高い。仮に存在したとしても、現在まで業務を行ってきた業者のスキルレベルに達しない状況は明白である。すなわち、合特法の趣旨に基づく支援措置が引き続き必要な状況にあるか検証した上で、地域独占を継続させるか、新たな業者に参入の機会を与えるか、慎重に検討し、検討過程、結果を明らかにして次の業者の選定を行うべきである。

(意見 18) 不納欠損処理の実施

令和 6 年度末（令和 7 年 5 月 31 日現在）の滞納債権は平成 24 年度から令和 6 年度の間 76 人 13,910,274 円の状況であった。一般的に発生から期間が経過すると債権の回収確率は低くなるため、発生から一定程度経過した債権については貸倒処理を行い、発生から期間の短い債権に集中して回収業務にあたることが多いが、城島支所においては不納欠損処理を行われていない。

地方税法に基づき、滞納債権について 5 年をめぐり不納欠損を行うべきである。

なお、農業集落排水事業においては、滞納 5 年を経過した場合、地方税法に基づき不納欠損処理を行っているため、両事業のバランスを図る必要性はあると考えられる。

(意見 19) 使用料の改定の検討

特定地域生活排水処理事業における使用料は、平成 13 年の事業開始以来改定が行われていない。昨今の物価高騰を受け、維持管理費の高騰が予想される。

久留米市下水道使用料とのバランス等を考慮しながら、当該使用料の改定の検討を行うべきである。